P3-7 地域包括支援センターにおける理学療法士配置の必要性

○松田 晴子(まつだ はるこ), 里見 知代, 岩見 章子, 柿原 美子, 岡田 宏美, 芳村 結実, 田渕 亜希美, 檜山 洋子, 吉川 かおり, 松田 恵田原本町社会福祉協議会 地域包括支援センター

Key word:地域包括支援センター、総合事業、自立支援

【目的】地域包括支援センターにおける理学療法士の配置の 必要性について、平成29年度の取り組みを基に報告する。

【方法】地域包括支援センターは保健師、社会福祉士、主任 介護支援専門員の配置基準が原則であるが、介護予防・日常 生活支援総合事業(以下総合事業)において地域リハビリ テーション活動支援事業が追加されたことを背景に、田原本 町地域包括支援センターでは平成29年4月より理学療法士 (以下 PT)が非常勤採用となり、地域包括ケアシステムの体 制づくりに関与している。PT が配置されるまでは、一般介 護予防事業において住民の主体的な介護予防を推進する仕組 み作りがほぼ未着手あり、要支援者のような虚弱者でも参加 できる運動の場がなかった。そこでそれまで実施していた 「介護予防リーダー養成講座」(以下リーダー)のカリキュラ ムを見直し、虚弱者でも参加できる運動等の指導を行い、受 講後は一般介護予防事業の担い手として始動できるようフォ ローアップを重ねた。その結果、自主ボランティア団体とし て活動するようになり、リーダーが主体となった一般介護予 防事業は、外部委託していた前年度よりも参加者が倍増する 結果となった。さらに前年度まで外部委託で事業展開をして いた総合事業の「短期集中予防サービスC」(以下サービス C) を地域包括支援センターの直営でリーダーと協働で実施 し、それまで未実施であったサービスCにおける地域ケア 会議を導入した。これによりケアマネージャーに生活課題の 改善を目的としたアセスメントの視点や、PT との同行訪問 により自立支援を踏まえたより具体化されたケアプランの作 成を助言することができた。

【説明と同意】ヘルシンキ宣言に基づき所属先である田原本 町社会福祉協議会の倫理員会の承諾を得た。

【結果】介護予防リーダーを一般介護予防事業の担い手として活用することで、事業委託料の削減及び参加者数の増加が得られた。さらに、総合事業サービスCを直営で実施することで自立支援にむけた地域ケア会議の開催や、ケアマネージャーに対しアセスメントの再評価やケアプランへの助言を行うことができた。

【考察】地域包括支援センターは地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としている。しかしながら、地域包括支援センターの職

員は通常の相談業務に追われ総合事業を構築していくことは容易なことではない。保健医療及び福祉分野専門のPTが地域包括支援センター配置となることで、自立支援に向けたケアマネージャーの後方支援や、総合事業における受け皿作りを効率的に実施でき、地域包括ケアシステムの構築を進めることが期待できると考える。